



発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 國分俊樹
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

在宅勤務の試行はじまる！



4月16日「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことを受けて、県教委は、4月21日新型コロナウイルス感染拡大防止に係わる在宅勤務の施行についての通知を発出しました。臨時休業中は、職員の3割から5割程度を目途に在宅勤務を行うことにより、職員間の接触機会を削減するためです。

しかし、教育現場における「在宅勤務」については、前例がなく、各市町村によって勤務態様も様々で、子どもや教職員にとって多くの問題点が見えてきました。

県教組では、各支部を通して、在宅勤務等の勤務態様について現状と問題点を集約し、要請行動を行いました。(裏面をご覧ください)

また、各支部からの情報や中央執行委員による職場訪問(感染予防には十分配慮して)で明らかになった現状を集約し、その都度、対応しております。

臨時休業による子の養育は特別休暇扱いです！

我が子の学校が休校になって、面倒を見る人がいないというとき、「子育て休暇」や「年休」をとるように言われるケースがあります。しかし、この場合は、交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合の「特別休暇」として取り扱うことになっています。

また、日数制限はありません。

※「勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」との記載があります。校長と確認を！



非接触型体温計の活用を！



各自治体や学校等で、非接触型体温計を購入しているようです。検温の際の感染リスクを考えると、とても使いやすい有効な計器です。購入費用の2分の1の国庫補助があるので、必要数だけ配置したいですね。



組合員のみなさんの声をお寄せください！

フリーダイヤル FAX 0120-17-9312 いいな くみあいに

前例のない事態が続いています。それぞれの職場での問題点や個人的に心配なこと・困っていること、または、各自治体や学校で、学校や地域の実態に即した分散登校の方法を工夫したり、様々な制度を活用して備品の購入をしたりしている事例など。今後の交渉に役立てます。送信票なしで、このまま送信してください。

() 支部 () 分会

.....
.....
.....

2020年5月1日

福島県教育委員会 教育 鈴木 淳一 様

福島県教職員組合 中央執行委員長 國分 俊樹

新型コロナウイルス感染予防対策のための教職員の勤務に係る要請書

県教委へ
要請

に敬意を表します。

ため、国からの緊急事態宣言が出される中、勤務者の3割から5割削減を学校でも進めなければ

行されました。しかし、市町村教育委員会によって、その対応は様々です。

専門家会議が警鐘を鳴らす緊急事態でも、教職員が安全に働き、学校教育活動を担っていけるよう

に、特設の試行された「在宅勤務」について、下記の内容について明らかにすることを要請します。

<在宅勤務について>

- 1. 在宅勤務に係る「試行」ではなく、早急に県としての制度を構築すること。

県教委回答：在宅勤務については、「試行」で継続する。

- 2. 在宅勤務期間中の主任手当等の支給についての規準を示すこと。

組：地域間の差が出ることにより、不利益が生じるのではないか。 回答：現在実態を調査中。

- 3. 在宅勤務に関する報告文書の簡素化に努めること。当面、1日1枚ではなく週単位の報告書とすること。

回答：検討する。

- 4. 在宅勤務に関しては、人事評価の対象から外すこと。

回答：新型コロナウイルス感染予防の趣旨から在宅勤務を取り入れることを考慮し、評価対象から外すべき。

<新型コロナウイルス感染予防対策からの教職員への配慮について>

- 5. 基礎疾患がある教職員や妊娠中の教職員への特別休暇等が取得できるよう、配慮を行うこと。

回答：妊娠中の教職員については、既存の妊娠障害休暇や病休などで対応してもらいたい。「不安」いう部分までは、既存の制度の範囲には含まれていない。

- 6. 臨時採用教職員の身分と賃金を保障すること。

回答：承知している。

- 7. 新型コロナウイルス感染予防対策に伴い、教職員が介護のために出勤できない場合は一斉休校措置と同様に特別休暇扱いとすること。

組合：福祉施設・老人介護施設が閉所の場合、または、通所を見合わせたい場合等、家庭で介護しなければならない。

回答：現行の休暇（短期の介護休暇等）を使ってほしい。すぐに、実現は難しいが、検討していく。

- 8. 勤務・労働条件に関する内容については、その都度、県教組との協議に応じること。

県教組の実態調べでは、「自宅出張」「実質出勤扱い」等様式は様々で各種手当に差が出ることになる。

厚労省は、4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策～妊娠中の女性労働者などへの配慮について～」各企業に向けて協力を要請した。妊婦が肺炎にかかった場合には、妊娠していないときに比べて重症化する可能性があること。さらに、妊娠中の労働者は、新型コロナウイルス感染症の感染におびえながら働いている現状がある。職場における配慮は、①休みやすい環境の整備 ②テレワークや時差出勤の積極的な活用の促進 ③従業員の感染予防のための取組などを要請している。

しかし、文科省からの通知には、これらの配慮は記載されていない。また、基礎疾患をもつ教職員も同じような不安を抱えながら働いている。

組合は、県教委をはじめ各地教委にこれらの配慮についても具体的に指導するよう継続して要請していきます。当面は、妊娠中の教職員の在宅勤務を積極的に活用することと、在宅勤務や休暇が取りやすい環境をつくるように、各分会で所属長へ働きかけることが重要です。また、分会で声をかけあって、安心して休んだり働いたりできる環境をつくることも大切です。「密」は避けながらも、組合員同士のつながりは「密！」にしていきましょう。